

「農地貸出し申出書」記入の注意点

1. この申出書は、貸出しを希望される農地がある場合に提出いただく書類です。
2. 現在農地を貸出し中で、その貸出し期間が終わる方については、後日農業委員会から更新の確認をいたします。
3. 貸出し申出者の **氏名** は、原則として当該農地の登記名義人又は固定資産税の納税義務者になります。(登記名義人が生存していない場合、あるいは共有で複数の名義人が存在する場合などは、備考欄にその旨をご記入ください。)
4. 原則として **3年以上で契約を結んでいただきますが**、特に希望があれば3年未満であっても結構です。
 中間管理機構への貸出しは原則10年以上です。(各種機構集積協力金の対象となる場合があります。詳細は松江市農政課(Tel 55-5223)へお尋ねください。)
5. **小作料は 初年度の賃借料を基に算定します。契約期間中に変更したい場合は、関係者で協議の上、変更協議書を提出していただきます。**(小作料は10a毎の単価をご記入ください。)
6. **地目** は実際の地目をご記入ください。(田、畑、採草牧草地 等)
7. **面積** は **実際の貸し出し希望面積** と **登記簿面積** の両方を二段書きで記入ください。(基本的には、登記面積で利用権設定を行います。)
8. **農地の状況** は、休耕田で雑草が茂っている場合、整地の必要ありにしてください。
9. この申出書による貸出し(権利設定)の始期は、原則として平成 年 月 日になります。また終期も原則として 月 日での設定となります。
10. 農地によっては、農地利用集積円滑化事業によりJAくにびきを經由して第三者に転貸する場合があります。
 また、10年以上の貸出期間の場合は中管理機構を經由して転貸する場合がございます。

※【提出先】

___ 月 ___ 日() までに 農業委員会(支所の場合は、地域振興課)、最寄の農業委員もしくはJAまでご提出ください。

《松江市農用地利用調整委員会処理欄》 ※記入しないで下さい

地区名	担当農業委員名	受付 (月/日 受付者)	内容確認	台帳登載

利用調整後の受け手

住所	氏名	決定日	データ処理	台帳整理